			昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号	改正後平成六年改正法附則第三十条第二項
経過した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間	経過した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（被用者年金一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百十一号）附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）又は旧地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による退職共済年金の受給権者である当該被保険者期間を除く。）とする。	含む。）の二十四年一元化法附則第七条第一項の規定によりみなされた旧国家公務員共済組合法又は旧地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金の受給権者である当該被保険者期間を除く。）の	被保険者期間の月数が二百四十以上	同法第四十四条第一項中	当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	第四十三条第三項の規定により当該
附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間	附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（被用者年金一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法又は旧地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金の受給権者である当該被保険者期間を除く。）とする。	又は同法	附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（被用者年金一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法又は旧地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金の受給権者である当該被保険者期間を除く。）とする。	改正後平成六年改正法附則第三十条第四項		
又は国民年金法等の一部を改正する法律	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）」とあるのは「他の期間」と、	同法第四十四条第一項中	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）」とあるのは「他の期間」と、	改正後平成六年改正法附則第三十条第三項			
当該	第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該				